

記紀歌謡と万葉の間

菅野雅雄

一

今回のシンポジウムのテーマは表題の如くである。この「間」の意味は多少わかりにくいくらいもあって、時間的間隔の意かも知れぬが、私はこれを自分勝手に「記紀歌謡と万葉集との関係」と解釈する。

次に、その一方の対象物の『万葉集』であるが、現在見る二十卷本『万葉集』は、統一ある編纂物とは解し難い。勿論、今更改めて述べるまでもなく、古くは真淵の古撰六卷説、宣長の前後撰説、また品田太吉氏の一・二巻勅撰説、新しくは伊藤博氏の十五卷説など、論は積み重ねられ深められ、止まることを知らない。ここではそれらの論を参考にして卷一・二を特に取り上げることにする。この場合、卷一・二が勅撰であるか否かは問わない。また、同じ編纂様式をとる卷三・四の位置づけは、私にはまだできていない。

この卷一・二は、編纂様式として雑歌・相聞・挽歌の三部立をそれぞれ天皇代に配列しており、『古今集』以下の勅撰集とは全く本質的な差異を見せている。この天皇代による配列は、まさに『記・紀』の記載と規を一にしたものということができよう。

以上の点を踏まえて、「記紀歌謡」と『万葉集』との関わりに就いて考えてみよう。

二

既に言われていることであるが、「記紀歌謡」と『万葉集』との間に隔たりがあるわけではない。

周知の例であるが、『古事記』に載る物語、允恭天皇の崩後、木梨輕太子は同母妹輕太郎女を愛し皇太子の位を追われる。輕太郎女別名衣通王は恋い慕い追ひ行く。その時の歌「君が行きけ長くなりぬ山たづの迎へを行かむ待つには待たじ」(記八九、番号は、武田・全講による。以下同じ。)が、下三句を「山尋ね迎へか行かむ待つには待たじ」と変えながら、『万葉集』巻二冒頭、「磐姫皇后御作歌」として四首中の第三首(八五)に収まっている。そしてこの木梨輕太子と衣通王が共に自ら死に臨んだ折の読歌「隱口の泊瀬の川の上つ瀬に齋杖を打ち、下つ瀬にま杵を打ち、齋杖には鏡をかけ、ま杵にはま玉を掛け、ま玉なす吾が思ふ妹、鏡なす吾が思ふ妻、ありといはばこそ、家にも行かぬ。国をも偲げぬ」(記九一)も、多少の語句の異同を見せ、最後に「誰がゆゑか行かむ」を付加するが、『万葉集』巻十三(三二六三)に収載されている。

このような例は他にも見える。同じく『古事記』仁徳天皇条、天皇が迎えた女鳥王を速総別王が横取りする。それを知った天皇が軍を興して殺そうとした時、二人は一緒に逃げて倉椅山に登る。速総別王の歌「梯立の倉椅山をさかしみと岩かきかねて我が手取らすも」(記七〇)「梯立の倉椅山はさかしけど妹と登ればさかしくもあらず」(記七一)も、『万葉集註釈』所引肥前国風土記逸文の諸人の歌を間において、『万葉集』巻三仙柘枝歌三首中に「あられ降り吉志美が戀を陰しみと草とりはなち妹が手を取る」(三八五)と姿を見せている。

また『書紀』との関わりとしては、推古天皇条、物語を等しくして皇太子聖徳の歌「級照る片岡山に、飯に飢て臥せる。その旅人あはれ。親無しに汝なりけめや。さす竹の君はや無き。飯に飢て臥せる。その旅人あはれ」(紀一〇四)は、『万葉集』巻三に「上宮聖徳皇子、出_三遊竹原井_二之時、見_三竜田山死人_一、悲傷御作歌」の題詞で「家に有らば妹が手まかん草枕旅にこやせる此の旅人あはれ」(四一五)として見え、「天智紀」、壬申の乱の勃発を暗示する童謡三首中の第三首「赤駒のい行き憚る真葛原何の伝言直にし良けむ」(紀一二八)は、全く語句を等しくしたままで『万葉集』巻十二に「寄物陳思歌」(三〇六九)として収められる。その他、孝徳天皇大化五年、皇太子中大兄は人の讒言により、妃の父蘇我倉山田石川麻呂を斬らせた。為に妃造媛は傷心のあまり急死し、皇太子が妃の死をいたく悲しんだ時、野中川原史滿は哀悼の二首を献上した。その第二首「本毎に花は咲けども何とかも愛し妹がまた咲き出来ぬ」(紀一四)と『万葉集』巻二十の遠江国の防人歌中の一首「時々花は咲けども何すれぞ母とふ花の咲き出来ずけむ」(四三

二三)との関わりに就いては、古く高木市之助博士が詳細に論じておられる。⁽¹⁾

しかし、以上の如きは、単なる外見上の、形式的な面に於ける関わりに過ぎない。本稿では、以上とは異なる点から「記紀歌謡」と『万葉集』との関わりを考えてみたい。

三

これまで一口に「記紀歌謡」と総括した名称を用いてきたが、実は『古事記』と『日本書紀』には、その編纂意図に根本的な差異が認められる。言わば『書紀』は記録の集積として、歴史の書として、後世に書き足され書き継がれてゆく筈のものであったのに対し、『記』は、天皇家の祖先伝承の筆録されたものであり、それは加上さるべきものではあっても、決して書き継がれるものではなかった。いわば現行所伝の形が『古事記』の完成体なのである。この似て非なる『記』『紀』一書の中に見られる歌謡は、しかし、確かに「記紀歌謡」と一括され得るほど、まことに相似した様相を呈している。

まずその歌は『記』に一一三首、『書紀』には一二八首を数えるが、『記』の記述下限である推古天皇条までにする⁽²⁾と『書紀』は一〇四首となり、その中、重複する歌謡は実に五十余首を数えるのである。

この重なり合う『記・紀』の歌謡と物語との組み合わせの意味に就いて、今回のシンポジウムの発表者の一人曾倉岑氏は、かつて、同じ歌謡は同じ説話と結合しているのが普通であることに注目され、歌謡と説話の結び付きが必ずしも記紀編纂の段階で行われたのではなく、それ以前に、ある歌謡がどの物語と結び付くかに就いて「共通理解」が存在していたと考えられた。そして、一方に歌謡があって他方ない例もあり、双方に歌謡がありながら食い違ふ例もあることに就いて、説話の方から見た場合、そこに含まれる歌謡はあまりにも違いすぎ、歌謡の方から見た場合、歌謡の含まれる説話はほぼ決定されていることに注目し、これは、あくまで歌謡がその起源を既存の説話に求めているのであり、すなわち、説話は説話として伝承され、一方歌謡は歌謡で、説話を前提としながらも、その説話の全体とは区別されるものを起源説話として伴いつつ伝承されていた、と論じられた。そして、何らの制約もなしに取り入れられた既存の歌謡や、説話に合せて新たに作られた歌の存在することも否定はせずに、しかもこれらの歌謡が説話

に結び付いた時点を『記・紀』の編纂時かそれを遡ることあまり遠くない時期に見るのが妥当であろうといわれた。氏は更に語を継いで、歌謡が説話に取り入れられた時、どのような形態で存在したかを問題とし、『記・紀』の編者に歌謡に対する理解が乏しく、その文字化された歌詞のみを利用し、それを果したのは文学的欲求に基づくものであった。その時期は、創作詩歌——抒情詩の成立した段階以後になって始めて可能であった、とも説かれた。³⁾

四

この曾倉氏説に先立って神田秀夫氏は、『古事記』の歌謡の用字法を検討して「歌謡の前文・後文に残る飛鳥層の用字の痕跡を努めて指摘し、また歌謡群が神話伝説とは別途のまとまり方を示してゐる点を指摘して、安万侶以前、舒明朝においてすでに筆録された歌謡物語があつたとみられるといふ推測」を極力述べられた。⁴⁾

この論を承けて、伊藤博氏は、『記・紀』の構成の面から所収歌謡を比較検討して「欽明・舒明朝ころに文献「古代歌謡資料」なるものが成立し、すでにその折に異本を持っていた」と推定され、その「古代歌謡資料」は「古代歌謡集」であつたろうとして「文献的にいっても、万葉藤原宮本（巻一、一―五三）の前にすでに「古代歌謡集」が編まれていた。藤原宮本から延暦の二十巻本まで、実にさまざまな歌集が編まれました。二十巻本は結果的にその併合であり集大成であつた」と結論づけられた。⁵⁾

私も、これら先学の説の驥尾に付して、記紀歌謡と万葉との関わりを把えてみた。その一点は、『万葉集』の編纂意図にかかる特質として、各歌の集合体が、それぞれに物語性を内在させている点である。例えば、巻二挽歌冒頭の著名な作品「有間皇子自傷結松枝歌二首」^(四四)以下一四六番に至る一連の歌は、『書紀』斉明四年条の有間皇子謀叛物語を背景としてその悲劇性を保有しているが、本来は有間謀叛物語と無縁の作であり、それに長忌寸意吉曆・山上憶良らの詠を結びつけることによって一編の悲劇物語を創り上げた。そこに『万葉集』の物語性を讀みとることができる。⁶⁾この『万葉集』の本来の性格は、『古代歌謡集』の終末部あるいは続編として、物語を得て「歌謡説話」に昇華する筈の素材として用意されたもの、と考え、神田・伊藤両氏の想定される「古代歌謡集」に現在の『万葉集』巻一・二を重ねた。そして、これが『万葉集』として別途に定着したのは、『古事記』が既に一つの完成体となり終

え、『書紀』も亦その後半部に資料が整い、史書としての意識が高まったことによるものであろうと推定した。

五

さらに、前記した点に加えて今一つ、「記紀歌謠」と『万葉集』とに関わりの見られる点は、挽歌の編年にある。『書紀』は第四一代持統天皇の崩御を以って擲筆する。であるからその持統天皇の葬儀は総て文武朝の為事であり、『持統紀』に記載される筈もないが、『書紀』に見られる挽歌は、『天武記』・『天智紀』を飛び越え、はるかに遡って『斉明紀』で終わっていることに注意される。

『斉明紀』四年条、「五月に、皇孫建王、年八歳にして薨せましぬ。今城谷の上に、殯を起てて収め」た時、天皇は悲しみに忍びずして歌よみして曰うたという紀一一六―一一八の三首を、「天皇、時々たまに唱となひたまひて悲み哭なす」といひ、続けて、冬十月、紀温泉に幸した天皇の「皇孫建王を憶でて、愴いた爾たみ悲泣びたまふ。乃ちくろ口号うたして曰はく」紀一九―二二の、計六首の御製に關して、作者を奏大藏造万里であらうとする折口信夫博士の説（全集第八卷）もあるが、作者は兎も角として、挽歌の記載であることに相違なく、『斉明紀』はこの後、七年冬十月条に、「天皇（注、齊明）の喪、歸りて海に就ゆく。既に皇太子（注、中大兄）、一所に泊てて、天皇を哀慕しのひたまつりたまふ。乃ちくろ口号うたして曰うた紀一二三も、言うまでもなく挽歌である。この後『書紀』は天智条・天武条と続くが、いかなるわけか『書紀』は全く挽歌を伝えない。天智天皇はその十年十二月三日に「近江宮に崩りましぬ。癸酉（二十一日）に新宮に殯す」と記されたので、例の「吉野の鮎」の童謡二首（紀二二六）は見えるが、その後壬申の乱に關わる故か、天智天皇の葬儀の様は記載されていない。記事としても「天武紀」元年五月是月条に山陵造宮のための人夫徵発の件が見えるだけである。ところがこの天智天皇に対する挽歌群は、詠われなかつた書き留められなかつた、というのではなく、『万葉集』には記し留められているのである。その卷二の一四七番「天皇聖躬不予之時太后奉御歌一首」以下、一五五番の「從山科御陵退散之時額田王作歌一首」までの、大后・姓氏未詳婦人・額田王・舍人吉年・石川夫人らの作が、すなわち「近江大津宮御宇天皇代」挽歌の総てが、天智天皇を悼む歌となっている。

「天武紀」になると、その七年四月七日条に「十市皇女、卒然に病發りて、宮中に薨せぬ」の一行を留め、同十四

日条に「十市皇女を赤穂に葬る」とのみで挽歌は見られないが、その代り『万葉集』卷二には「十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首」(一五六―一五八)が残されている。朱鳥元年九月九日条「天皇の病、遂に差えずして、正宮に崩りましぬ」以後、約二年三か月に亘る『紀』中最大の規模の殯宮の描写も歌謡を伴わないが、『万葉集』卷二は一五九番「天皇崩之時太后御作歌一首」及び二首の「一書曰」歌(一六〇)と、更に「天皇崩之後八年九月九日奉為御齋會之夜夢裏習贈御歌一首」(一六二)の長歌まで収録している。また同じ「天武紀」九月二十四日条に続けて、「是の時に当りて、大津皇子、皇太子を謀反かたがけむとす」とあり、この顛末は「持統紀」称制前紀朱鳥元年十月二日条に詳しい。しかしここにも歌謡物語はなく、歌——すでに歌謡の姿ではなく將に個人ひとの詠懐であるが——は総て『万葉集』に譲られている。すなわちその卷三挽歌に「大津皇子被死之時磐余池波流涕御作歌一首」(四一六)の絶唱を残し、卷二挽歌に「大津皇子薨之後大来皇女從伊勢齋宮上京之時御作歌二首」(一六三)と「移葬大津皇子屍於葛城二上山之時大来皇女哀傷御作歌二首」(一六五)を留める。

「持統紀」三年夏四月条乙未(十三日)に「皇太子草壁皇子尊薨りましぬ」と一行のみ記される皇太子の死を悼む挽歌も、これ亦総て『万葉集』に譲られ、その卷二に集中屈指の長歌「日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌」(一六七)が「反歌二首」(一六八)「或本歌一首」(一七〇)と共に載り、それに「皇子尊宮舍人等慟傷作歌廿三首」(一七一―一九三)が続いている。

かかる点を勘案すると、明らかに『万葉集』は「記紀歌謡」を継承するものと言い得るであろう。

六

以上の点に拠って先のシンポジウムでは、『万葉集』を「記紀歌謡」に連接するものと把え、現行所伝の『万葉集』は、その収載歌に應ずる説話物語Ⅱ旧辞を得て『続古事記』『続日本書紀』——ただし『日本書紀』は前述の如く史書としての性格から、歌謡説話を排除して『続日本紀』以下の正史を生み出すに至った次第で、ここでは『続古事記』とするべきであろう——となりゆく筈であったその素材、と述べた。幸い、この着想に興味を示された方もあり、心強く感じていたが、その後、他の面から更に考えを進める機会を得、このように「記紀歌謡」と『万葉集』とを短絡

させることが浅慮であることに気付かされた。以下は、シンポジウム以後にかかる補足である。

早く益田勝美氏は、その著『記紀歌謡』⁽⁸⁾に於いて、歌の潮流を「呪術のうた↓抒情以前の抒情のうた↓抒情のうた」と捉え、対応する文献として「呪術のうた」の末期から「抒情のうた」の初期にかけて「記紀歌謡」を、「抒情以前の抒情のうた」の末期から「抒情のうた」に『万葉集』を置き、その関わりを論じられた。これは異論を差し挟む余地の無い至当な論であり、先の曾倉氏の文学心の発祥、文学的欲求の芽生えの視点を重ね合わせれば、また新しい展開が期待されようが、その一つとして「記紀歌謡から万葉集へ」に就いて、歌謡を含む「歌」群を捉え、その伝誦歌は「記紀」へ、作歌事情の明白なもの、現代歌は「万葉」へ、という経路を考へることも可能であろう。そこで、『万葉集』の題詞・作者と歌との結び付きには、なお根本的な検討を要する点も存在するが、それらの問題を踏まえ、『万葉集』の左注に見られる「旧本」に注目したい。

周知の如く『万葉集』巻一雑歌中、二か所の左注に「旧本」の文字が見られる。その一は「中大兄三山歌」(一三〇一五)の後に付されたもので、曰く、

右一首の歌は、今案ふるに反歌に似ず。但し旧本此の歌を以ちて反歌に載す。故に今なほ此の次に載す。(下略)

その二は、一六番の長歌を措いて、「額田王下近江国時作歌井戸王即和歌」(一七〇一九)の後の

右一首の歌は、今案ふるに和する歌に似ず。但し旧本この次に載す。故にになほここに載す。
である。

この「旧本」の特徴は二か条に亘って見出せる。一は、この注が歌の配列に就いてのものであることで、例えば、巻二の二二七番歌の左注に見られる「古本」は「旧本」類似の称ではあるが、「右の一首の歌、作者いまだ詳らかならず。但し、古本、この歌をもちてこの次に載す」と、作者に関する注にも用いられていることと対比されよう。第二の特徴は、「旧本」の左注の付された両歌群が、共に神話・伝説を背景としている点である。詳論する余裕は無いが、第一の歌群は、三山名を詠み込んだ共通点をもつ一三・一四番歌と、播磨印南の海辺に立ち陸地を眺望しての一四番歌、振り返って海上を展望しての一五番歌とを一列に並べるには、その背後に「播磨国風土記」揖保郡上岡里の阿菩

大神の神話の存在を想定せざるを得ず、第二の歌群は、一九番歌第四句の「衣に着くなす」が、衣の裾に糸を縫い付け、夜訪れる男神の本性を探ったという三輪山伝説に基づくものであることを理解しなければなるまい。

この特徴より推量すると、「旧本」とは、ある神話あるいは伝説・説話を下敷きとして歌を散りばめた歌物語集であり、その歌が『万葉集』に採られたのは、あなたがち前記した二群のみではなく、巻一・二の多くが「旧本」を踏まえたものであり、唯、この二群は、その配列に現『万葉集』編者の理解が及ばなかったために加注されたものと見ることができよう。もしそうであるなら、その「旧本」は、『万葉』編者の意志を超える規範的な存在と云い得るものであったのであろう。論証なお不十分であるが、この「旧本」が、神田秀夫氏・伊藤博氏らの説かれる成書としての『古代歌謡集』に当たるものではないか。少なくともその一種には相当するのではないか。

この「旧本」は、『歌われた歌』すなわち「歌謡」の集成としての書ではなく、文字化され成書となったもので、むしろ、このような書が『記・紀』に歌謡物語を提供し、また『万葉集』編纂の下敷きとなったものと考えられるのではないだろうか。

私の考える「記紀歌謡と万葉との関わり」である。

七

以上、紙幅の制限と、なるべく先のシンポジウムの発表の論旨に副わせるといふ配慮とから、論述は繁簡ままならず、まことに意に満たないものとなってしまったが、筆者の意の有るところを汲み取っていただければ幸いである。今後大方の御叱正をいただき、機会を得て、充分なものに仕上げたいと念願する次第である。

(昭和五十三年二月十五日成稿)

注1 「記紀歌謡おぼえ書(四)」「日本文学」第三卷第四号、昭和二十九年四月号所収。

2 歌数は武田祐吉『記紀歌謡集全講』による。武田博士は記紀に類似の参考歌謡として五四首を指摘され、中五一首を共通歌謡とされている。なお伊藤博氏は後出論文(注5)で重複歌謡を五三首と数えておられる。

- 3 曾倉岑氏「記紀歌謡と説話」『国語と国文学』第四三卷第六号、昭和四一年六月号。シンポジウムに於いて、私は允恭記・紀の軽太子悲恋物語を取り上げて、記と紀の歌謡物語の構成を扱えた。論証の方法、論旨の展開は異なったにしても、結論的にはここに要約した曾倉氏の説く所と同じことになり、席上、同氏からその旨の教示を得たのは、有難く、また申し訳ないことであった。本稿の執筆に当り、私見を略し、曾倉氏の所説を要約して掲げ、氏に深甚の謝意を表する次第である。
- 4 『古事記の構造』の「XIII上古の文芸作品となった古事記」の中「9 歌謡と歌謡物語」の項。引用は二二九ページ。昭和三四年五月刊。
- 5 「『古代歌謡集』の論―万葉歌への一つの道」。五味智英・小島憲之両氏編『万葉集研究』第四集所収論文、昭和五〇年七月刊。
- 6 詳しくは拙稿「磐代歌考―万葉集と川島皇子」『美夫君志』十九号所収論文を参看していただきたい。昭和五〇年七月。
- 7 以上の挽歌に基づく視点は山田敏夫氏（現中京高校教諭）の御教示に依るものである。明記して謝意を表す。同氏の発表を待たずにその御指摘を引用させていただいたが、一日も早く同氏により更に詳細な論文が執筆されることを期待する次第である。
- 8 『日本詩人選』I。昭和四七年五月刊。
- 9 以上の要旨は、昨昭和五二年七月二五日、名古屋の中京大学で開催された美夫君志会全国大会に於いて、「旧本の性格と万葉集の編纂意識」と題して口頭発表したものである。